

令和4年9月6日
学校法人 西田学園

寄付金募集要綱

1 寄付金の募集目的及び使途

(1) 目的

学校法人西田学園は、2026年に学園創立40周年を迎えます。福祉・医療の業界においてもITの浸透が日々加速しております。本学園の学生は、各業界での活躍を夢見て日夜勉学に勤めておりますが、中には経済的に厳しく、学生生活に不安を抱えている学生もおります。これらの不安を払拭することによって彼らが勉学に専念できるよう支援することが、本学園の目指す人材育成に資するものと考えております。

寄付金は、本学園における教育及び研究の充実、発展を目的としたものであり、有能な人材の輩出を通して、広く社会に貢献することを主旨としています。

個人、法人、団体の皆様のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 使途

本学園及び本学園の設置校（アルファ医療福祉専門学校）において、次の活動等への支援に活用いたします。

- ・学生に対する教育設備支援

入学時から卒業後も使用できるPC等の機器を支援する資金とする。

- ・教育、研究に対する施設整備資金

本学園全体の施設整備推進の資金とする。

- ・学生奨励、奨学資金

本学園の学生を対象とした奨学・奨励資金とする。

- ・その他教育研究に要する経常的経費

本学園の財政基盤全般を強化する資金とする。

2 寄付金の募集目標額並びにその募集の区域及び対象

(1) 募集目標額

初年度3百万円、期間目標30百万円

個人からの寄付の場合：1口3,000円より

企業からの寄付の場合：1口30,000円より

※1口からご寄付頂けます。

※ご寄付は、金額の多寡にかかわらずお受けいたします。

(2) 募集区域

日本国内

(3) 募集対象

学校の入学に関する寄付金を除き、在学生・卒業生・保護者・教職員・法人企業・各種団体及び本学園の教育に賛同いただける方

3 寄付金の募集期間

2021年4月1日～2026年3月31日（期間5年間）

4 募集した寄付金の管理方法

募集した寄付金は、総括して銀行に口座を設け、学校法人会計の中で寄付金収入として管理いたします。

5 寄付金の募集に要する経費

人件費、通信費、印刷費及び事務費は、法人部門の管理経費で支出いたします。

6 その他

ご寄付は、個人の方は所得税法にて、法人の方は法人税法による優遇措置が受けられます。下記に詳細をご案内いたします。

法人様の場合

(1) 特定寄付金

- ①文部科学省（申請 東京都）の「特定公益増進制度」を利用した寄付となります。
- ②（当該企業の資本金×0.375%+当該事業年度所得×6.25%）×1/2を通常とは別枠で損金計上可能です。
- ③この寄付金による損金算入は、本学が発行する『寄付金領収書』と『特定公益増進法人証明書（写）』2点を添付の上、手続きができます。
- ④現在、文部科学省（申請 東京都）へ「特定公益増進制度」の申請中です。上記書類は、認定後証明書が発行され次第お送りいたします。

(2) 受配者指定寄付金

- ①日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄付者（企業等）が「指定した学校法人」へ寄付していただく制度で、寄付者に対して税制上の優遇措置（寄附金全額の損金算入）を行うためのものです。尚、寄付金は本学の教育研究・教育研究基金・周年事業等様々な事業に活かしていきます。
- ②この寄附金は、企業等法人の寄付金を支出した事業年度において、所得の金額の計算

上、寄付金の全額を損金に算入することができます。なお、確定申告に際してこの手続きを受けるためには、日本私立学校振興・共済事業団が発行する「寄付金受領書」が必要となります。

③手続きの流れについて

寄付申込みの旨、本学の寄付金担当係にご連絡ください。寄付申込書・振込票を送付いたします。学校法人西田学園宛での「寄付申込書」、および私学事業団宛での「寄付申込書」に必要事項をご記入の上、いずれも本学担当者へご提出ください。振込票に記載している学校法人西田学園の口座へ寄付金をお振込みください。

「寄付申込書」と「寄付金」が本学に届き次第、本学発行の「預かり証」を貴社へ送付いたします。

本学から私学事業団へ寄付金を送付いたします。本学への寄付金のご入金日から私学事業団への送金までに約2週間の日数が必要となります。

私学事業団への送金が完了すると、「寄付金受領書」が本学に送られてきますので、到着次第、貴社へ送付いたします。（「寄付金受領書」が貴社に到着するまでには、通常、ご入金から1~1ヵ月半程度の日数を必要としますので、何卒ご了承ください。）

※ご留意事項

各事業年度において支払った寄付金の額を仮払い金等として処理した場合においても、当該寄付金はその支払った事業年度において支出したものとなります。

寄付金の受領日は、私学事業団に寄付金が入金された日となります。本学に送金していただいた日とは異なりますのでご注意ください。

払込予定日から決算日までの期間が約1ヶ月以下となる場合は、本学担当者もしくは日本私立学校振興・共済事業団（TEL：03-3230-7317~7318）まで事前にご相談くださいますようお願いいたします。

個人様の場合

(1)寄付金控除の内容について

所得税法第78条第2項第2号に基づき、当該年中の寄付金が2,000円を超えた場合は、確定申告することにより、所得の40%を限度として所得の控除が、受けられます。〔所得控除〕=寄付金額（総所得金額等の40%が上限）-2,000円

(2)手続き方法

ご寄付いただいた翌年の確定申告期間に、本学が発行する「領収書」及び「特定公益増進法人証明書（写）」※の2点を添付の上、所轄税務署に確定申告してください。

(3)確定申告に必要な書類

上記必要な2種の書類※は、本学に寄付金の入金を確認され次第お送りいたします。

※現在、文部科学省（申請 東京都）へ「特定公益増進制度」の申請中です。「特定公益増進法人証明書（写）」につきましては、認定後証明書が同省より発行され次第お送りいたします。

<ご注意>

※寄付金控除の適用外

寄附金の内、自己または子女等の入学を希望する学校に対しての寄附金で、入学願書受付の開始日から入学が予定される年の年末までの期間内に納付したものは、原則として「学校の入学に係る寄附金」とみなされ、寄付金控除の対象にはなりませんので、ご了承ください。

ご芳名の公表を承諾いただける方は、感謝の意味をこめてホームページ等でご芳名を掲載する予定です。

以上